

7 建災防業発第 334 号
令和 7 年 6 月 25 日

各位

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅則



「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」周知について御協力のお願い

平素より当協会の業務運営に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、建設業における労働災害の減少に向け、様々な労働災害防止活動を推進しておりますが、令和 5 年に定めた「第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画」では、墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第 8 次計画期間の平均発生件数に対して 15% 以上減少させることを目標としています。

建設業における墜落・転落災害は、法令等の整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られるとともに、建設業関係各位の尽力によりここ 2 年は大きく減少しているところですが、依然として事故の型としては最多であり、建設業における死亡災害に占める割合もなお 3 割を超える状況にあることから、引き続き対策を継続することが重要であり、本年 8 月 1 日から 9 月 10 日までを「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」期間として、当協会会員と共に、重篤度の高い墜落・転落災害を減少させるための各種対策について取り組むこととしております。

つきましては、本キャンペーンのリーフレットを送付いたしますので、本活動の周知に御協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

「墜落・転落撲滅キャンペーン」リーフレット 20 部

以上

問い合わせ先
建設業労働災害防止協会
業務部 広報課
TEL 03-3453-8202

実施期間

令和7年8月1日～9月10日

主 唱

建設業労働災害防止協会

墜落・転落災害撲滅 キャンペーン

建設業における墜落・転落災害は、法令等の整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られる等によりここ2年は大きく減少していますが、依然として事故の型としては最多で、建設業における死亡災害に占める割合もなお3割を超える状況です。令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」では墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間に対して、15%以上減少させることを目標の一つとして掲げており、より一層の取組が必要です。最も暑く過酷な作業環境となる期間に、墜落・転落災害の防止対策の実施について改めて周知徹底をお願いいたします。

建設業における墜落・転落災害発生状況



建設業における死亡災害に占める墜落・転落災害の割合



フェールセーフ思想に基づき、設計段階、計画段階等でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することを最優先に、設備面での対策、安全教育の実施、作業主任者の選任等の管理面での対策、適切な安全帯の使用等の重層的な対策に取り組むことが必要です。

キャンペーン期間中に会員が実施する主な重点事項

① リスクアセスメントの実施

設計段階、計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なくて済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去しましょう。

② 作業床の設置

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、**作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等**を設けましょう。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、**防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等**、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じてください。改正「手すり先行工法に関するガイドライン」や「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置についても取り組みましょう。



③ 安全帯の使用

高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには**安全帯を使用**させてください。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知してください。また、**高さが5mを超える箇所**で作業を行わせる場合には、**フルハーネス型の安全帯を使用**させてください。



④ はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定なため、**移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用**を検討してください。



◆リーフレット
「はしごを使う前に / 脚立を使う前に」

どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省発表の『リーフレット「はしごを使う前に / 脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について』を参考に、はしご、脚立を安全に使用してください。



墜落・転落災害撲滅キャンペーンの啓発用ポスター、のぼり等販売しています。



足場の点検について

	作業開始前点検	強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体後、変更の後
点検者の資格	—	足場の作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者 建災防が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」受講者等
点検者の指名	必要	必要
点検の記録	—	点検者の氏名を記載し、点検記録を保存